

第1回

放射性物質汚染対処特措法 施行状況検討会

平成27年3月31日（火）

第1回 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会

平成27年3月31日(火)16:59～18:57

TKP東京駅前カンファレンスセンターホールA

議事次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 検討会の進め方について
 - (2) 法律の概要等について
 - (3) 法律の施行状況の概要について
 - (4) その他
3. 閉会

配付資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 設置要綱
- 資料3 検討会の進め方について(案)
- 資料4 放射性物質汚染対策特措法の概要
- 資料5 放射性物質汚染対策特措法に基づく基本方針の概要
- 資料6 放射性物質汚染対策特措法の施行状況の概要

参考資料(委員限り)

- 参考資料1 法律の条文等
- 参考資料2 基本方針(全文)
- 参考資料3 関連の主な閣議決定等

午後4時59分 開会

○小野チーム長代理 それでは、定刻となりましたので、ただいまから放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、私は司会を務めさせていただきます放射性物質汚染対処特措法施行チーム法施行総括チーム長代理の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は検討会の第1回目ということでございますので、議事に先立ちましてまず事務局を代表いたしまして、小里環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○小里副大臣 環境副大臣を務めております小里でございます。第1回目の放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会に当たりまして、委員の先生方にはそれぞれご多忙の中、このようにご参加をいただきまして、まず、心から感謝を申し上げます。

今月11日で東日本大震災発災から4年が経過をしたところでございます。環境省では福島県を始めとしまして、被災地の住民の皆様が安心して暮らせる環境をいかに取り戻していくか、確保していくか、そのために全力を尽くしてきたところでございます。

まず、除染につきましては、国直轄で行う除染が11市町村のうち4市町村で概ね終了いたしまして、3町村の宅地部分におきましても全部または概ね終了するといった進捗状況でございます。中間貯蔵施設につきましては、今月13日に大熊町、また、25日には双葉町の仮置場から中間貯蔵施設の保管場への除去土壌等の搬入を開始したところであります。今後、より一層、気を引き締めながら施設の整備、安全な輸送・搬入に全力を尽くしてまいる所存であります。指定廃棄物の処理につきましては、発生した各県で処理するという固い方針の下に、一時保管がひっ迫をしている各県において、地元に対して誠意を尽くしつつ、安全な処理に向けた調整を進めているところでございます。

その特措法の実質的な規定が施行されましてから、本年1月で3年が経過をいたしました。法律の施行3年後の検討規定を受けまして、法律の施行状況を全般的に点検・検証していただくことを目的として、本検討会を設置するものであります。本日はその第1回会合であり、法律全体の概要やこれまでの経緯、除染・中間貯蔵・汚染廃棄物処理に関する施行状況の概要などについてご報告を申し上げまして、今後の検討会の進め方を含め、議論をいただきたいと思っております。

委員の先生方にはそれぞれの専門のお立場から、忌憚のないご意見と活発なご議論をいただ

きますように、よろしくお願いを申し上げます。本日は本当にありがとうございます。

○小野チーム長代理 次に、委員のご紹介をさせていただきます。資料1をご覧ください。五十音でご紹介をさせていただきます。

まず、福岡大学法科大学院特任教授の浅野委員でございます。

○浅野委員 浅野でございます。よろしく。

○小野チーム長代理 独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター、センター長の大迫委員でございます。

○大迫委員 よろしくお願いいいたします。

○小野チーム長代理 早稲田大学教授の大塚委員でございます。

○大塚委員 大塚でございます。よろしくお願いいいたします。

○小野チーム長代理 放送大学教授、広島大学名誉教授の岡田委員でございます。

○岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いします。

○小野チーム長代理 京都大学環境保全センター、センター長・教授の酒井委員でございます。

○酒井委員 酒井でございます。よろしくお願いします。

○小野チーム長代理 ジャーナリスト、環境カウンセラーの崎田委員でございます。

○崎田委員 崎田です。よろしくお願いします。

○小野チーム長代理 鳥取環境大学サステナビリティ研究所所長の田中委員でございます。

○田中委員 田中です。よろしく。

○小野チーム長代理 元上智大学大学院地球環境学研究科教授の中杉委員でございます。

○中杉委員 中杉です。よろしくお願いします。

○小野チーム長代理 明治大学教授の新美委員でございます。

○新美委員 新美でございます。どうぞよろしくお願いします。

○小野チーム長代理 中間貯蔵・環境安全事業株式会社中間貯蔵事業部技術アドバイザーの森委員でございます。

○森委員 森でございます。よろしくお願いいいたします。

○小野チーム長代理 なお、本日は坂本委員がご欠席という連絡をいただいております。

以上、11名の委員の先生方にご就任をいただいております。

それでは、小里副大臣はここで所用により、退席をさせていただきます。

それでは、続きまして事務方の紹介をさせていただきます。

まず、水・大気環境局長の三好でございます。

- 三好局長 三好でございます。よろしくお願いいたします。
- 小野チーム長代理 廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形でございます。
- 鎌形部長 鎌形でございます。よろしくお願いいたします。
- 小野チーム長代理 大臣官房審議官の奥主でございます。
- 奥主審議官 奥主でございます。よろしくお願いいたします。
- 小野チーム長代理 同じく大臣官房審議官の高橋でございます。
- 高橋審議官 よろしく申し上げます。
- 小野チーム長代理 同じく大臣官房審議官の早水でございます。
- 早水審議官 よろしく申し上げます。
- 小野チーム長代理 廃棄物・リサイクル対策部企画課長の山本でございます。
- 山本課長 どうぞよろしくお願いいたします。
- 小野チーム長代理 同じく廃棄物対策課長の和田でございます。
- 和田課長 よろしく申し上げます。
- 小野チーム長代理 指定廃棄物対策担当参事官の室石でございます。
- 室石参事官 よろしく申し上げます。
- 小野チーム長代理 放射性物質汚染対策担当参事官の秦でございます。
- 秦参事官 よろしく申し上げます。
- 小野チーム長代理 中間貯蔵施設担当参事官の永島でございます。
- 永島参事官 よろしく申し上げます。
- 小野チーム長代理 福島環境再生事務所長の関谷でございます。
- 関谷所長 よろしく申し上げます。
- 小野チーム長代理 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本検討会の任務・位置づけについて事務局から説明をさせていただきたいと思っております。それでは、山本廃棄物・リサイクル対策部企画課長、よろしくお願いいたします。

○山本課長 それでは、お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。資料に当検討会の設置要綱がございます。

設置要綱の最初、1. で目的とありますが、こちらにつきましては先ほど小里副大臣からご挨拶で申し上げたとおりでありまして、長い名前ですけれども、法律の正式名称が書いてあります。いわゆる放射性物質汚染対処特措法の附則第5条で、同法の施行後3年を経過した場合の点検の規定がございます。そのための検討会として、この検討会を設置するところを

目的に書かせていただいております。

それを受けまして2番の検討事項ですが、法の施行状況に係る事項と、それから、施行に当たり必要となる事項ということで定めてございます。

それから、検討会の構成につきましてですが、こちらは除染、中間貯蔵、それから、汚染廃棄物の処理ということで、水・大気環境局とそれから廃棄物・リサイクル対策部にまたがるということで、両部局長からお願いをしてお参集いただいているというところです。それから、検討会の座長は委員の互選で選任をするということ、それから、(4)にありますように座長に事故があった場合は、座長があらかじめ指名した者が職務を代行するという規定を置かせていただいております。

それから、事務につきましては水・大気環境局と廃り部で共同で行うという形にしてございます。

その他のところにありますように、検討会は原則として公開ということで、(2)にありますように議事概要等も原則として公開と、基本公開で進めさせていただきますが、一般的にただし書きをつけておまして、座長が必要と認める場合にはその限りでないような規定になっております。

簡単ですが、以上でございます。

○小野チーム長代理 ただいまの検討会の設置要綱についての説明でございますが、何かご確認あるいはご質問はございますでしょうか。

○中杉委員 一応、確認をしておきたいんですが、緑の冊子で法律の条文がありますけれども、27ページのところに附則のところがあって、第5条の前に検討というのが入っています。第5条が施行後3年経過した施行状況の検討、第6条はほかの法律の検討ということでありまして、第7条はもう一つ、ここの検討会の場というのは第5条に限定をしたものというふうに解釈してよろしいですか。

○山本課長 ご指摘のとおりでございます。

○小野チーム長代理 よろしゅうございますでしょうか。

ほかに何かご確認で必要なことはございますでしょうか。

それでは、そのほかは特にないようでございますので、この設置要綱にのっとり本検討会の議事を進めていきたいと思っております。

続きまして、本検討会の座長でございますが、先ほどの設置要綱の3の(2)に検討会の座長は委員の互選により選任するとございます。事務局からは、中央環境審議会の会長を務めて

おられます浅野先生に座長になっていただければと考えておりますけれども、委員の皆様方、いかがでございましょうか。（異議なしの声）

どうもありがとうございました。それでは、ご出席の委員の先生方の賛同を得られましたので、本検討会の座長は浅野委員にお願いしたいと思います。浅野委員、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、ご協力をよろしく願いいたします。

それでは、お手元の配布資料の確認をさせていただきたいと思います。議事次第の下に配布資料の一覧がございます。資料1から6まで、それから、参考資料1から3までを机の上に置かせていただいております。なお、参考資料につきましては委員限りの配布となっております。若干、荷物になりますので、お名前を書いて置いておいていただければ、また、次回に机上に準備をさせていただきたいと思います。資料に不足がございましたら事務局までお申しつけいただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

なお、本検討会の資料につきましては、原則全て公開とさせていただきたいと思います。参考資料も含めまして後ほど環境省のホームページ上に掲載いたします。また、本検討会終了後に発言者名を示した議事録を作成いたしまして、委員の先生方にご確認いただいた後、ご了解をいただいた上で公開をさせていただくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては浅野座長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

○浅野座長 それでは、どうぞよろしく願いいたします。

議事に移る前に今の設置要綱にございますが、私が不在になったときのための座長の代理を指名するという事になっておりますので、私としては岡田委員を座長の代理にお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。（異議なしの声）どうぞよろしく願いいたします。それでは、座長代理は岡田委員ということにいたします。

では、本日の議題のまず第1でございますが、この検討会の進め方について、資料3について事務局から説明をいただきます。

○小野チーム長代理 それでは、資料3をご覧いただきたいと思います。検討会の進め方（案）でございます。

まず、スケジュール及び議題についてでございますけれども、本日、3月31日が第1回の検

討会でございます、議事次第にもございますように、検討会の進め方、それから、法律の概要等について、さらに法律の施行状況の概要について事務局よりご報告いたしまして、ご議論いただきたいと考えております。

第2回目は5月26日（火曜日）を予定させていただいております。この第2回におきましては、除染について施行状況の詳細な報告をさせていただき、評価をいただきたいと考えております。具体的には福島事務所から除染の実施状況について、例えば現場における除染の具体的なプロセスなり、現場での課題、対応状況等についてご報告をさせていただく予定でございます。さらにこの検討会とは別の環境回復検討会におきまして、これまでさまざまな技術的課題について検討し、結論を得てまいりました。それらの課題、それから、今後の対応状況についてご報告をさせていただきたいと考えております。さらに不適正除染への対応について、あるいは除染に係るリスクコミュニケーションについてといったさまざまな詳細について報告をさせていただいた上で、ご評価をいただきたいと考えております。

第3回は1カ月後の6月26日を予定しております。この第3回におきましては、中間貯蔵と汚染廃棄物について施行状況の報告・評価をいただきたいと考えております。例えば中間貯蔵につきましては中間貯蔵施設の整備・管理運営、輸送の状況、汚染廃棄物の処理につきましては指定廃棄物等の処理の実施状況、これも本省、福島事務所、東北事務所、関東事務所から詳細についてご報告をさせていただきたいと考えておりますし、放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会でさまざまな技術的な御検討をしていますので、こちらのほうの技術的知見についてもご報告したいと考えております。

その後、夏ごろを目途に検討会において取りまとめ、ご提言をいただければと考えておるところでございます。

裏面に移りまして、自治体の意見の集約についてということでございます。この第1回の検討会の直後に委員のご了解を得られれば、特措法の全関係自治体、県、それから、市町村でございしますが、を対象といたしまして自由記入形式でアンケート調査を実施して、さまざまな特措法の施行状況に関するご意見を集約したいと考えております。その結果を除染については第2回、中間貯蔵及び汚染廃棄物については第3回において取りまとめてご報告し、ご議論していただければと考えておるところでございます。

以上、簡単でございますが、本検討会の進め方（案）についてご報告させていただきました。○浅野座長 それでは、ただいま、この検討会の進め方について資料3に基づいて事務局の考え方をご説明いただきました。何かご質問なり、ご意見なりがございましたらお出しいただき

たいと思います。いかがでございましょうか。崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。進め方に関してはこのような流れで取り組んでいただければと思いますが、今、最後に自治体の皆さんの意見をこの間に集約するというお話がありました。お願いをしたいことがあるんですけども、第2回目の最後に除染に係るリスクコミュニケーションについてという項目もありますので、ぜひ、この自治体への調査の中に除染に関しての地域の方のご意見に関しての何か自治体のご意見とか、お考えとか、状況とか、何かそういうことを聞いていただく項目をきちんと入れておいていただければ、ありがたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○浅野座長 ご要望として承りました。

ほかにございませうか。森委員、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。第2回、第3回にかけていろいろご報告いただくわけでございますけれども、これまで4年間、除染等を行って相当多くの知見がたまってきたと思うんです。例えば除染でも、その評価に関しては約数十万点のデータが出てきておりますので、そういうようなデータについて、例えば、除染の実施状況でもご報告になると思うんですけれども、そういうさまざまな知見を国としてどうまとめていくのか、それから、国として国際的にそれができるような格好にどのようにしていくのかとか、そういう観点のこれからの進め方等についても、ぜひ、事務局のほうからその考え方をお示しいただけたらなと、こんなふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○浅野座長 わかりました。

ほかにございませうでしょうか。よろしゅうございませうか。

私のほうから、時間的にどこまでできるかという問題はあるわけですが、特措法の中に雑則という形ではあるのですが、人の健康、生活環境に及ぼす影響や影響低減の方策に関しての知識の普及、情報の提供という、つまり、特に除染に関してということとは別に一般的な情報提供ということが規定されているんですが、これがどんな形で行われたのか、気になっているところなんです。この辺についても、これまでどういう努力が行われてきたかということについては、整理をしていただければと思います。

それから、もう1点は復興枠の予算による環境研究でかなり金額を突っ込んで研究が行われているわけですし、この特措法に関連する研究も私の知る限り何件かあります。せっかく国費を投入して行われた研究でありますから、どういう研究が行われて、どういうことが今後、この検討に有用なのかということ、この際、明らかにすることも意味があろうかと思ひますの

で、少し頑張って資料を整理していただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、アンケートについては先ほど崎田委員からご要望がありましたので、ぜひ、その辺りは酌んだ形でアンケートをつくっていただければと思います。多分、かなり自由に書いていただくという形式のアンケートということを経務局は考えておられると思いますので、何らかの形でご要望の点が入るだろうと思いますが、必ず全部の自治体を書いてくださるかどうかはわかりませんが、それでは、この件に関してはただいまのようなことで補足・追加をお願いしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、次に二つ目の議題でありますこの特別措置法の概要についてということで、おさらいということにもなりますが、ご説明をいただきたいと思っております。

○除染チーム 水谷補佐 それでは、資料4をごらんいただけますでしょうか。委員の先生方には既にご存じの内容で恐縮でございますが、特措法の概要について改めて簡単にご説明させていただきます。法律の全文に関しては先ほどご覧いただきましたが、参考資料として添付されております。法律だけでなく、政令、省令についても添付されておりますので、適宜、そちらもご参照いただければと思います。

この法律の正式名称につきましては、長いのですが、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」という名称になってございます。こちらの法律は超党派の議員立法として、衆議院環境委員長の提案で国会に提出されまして、平成23年8月26日に成立、8月30日に公布、一部施行されております。そして、翌平成24年1月1日から除染と汚染廃棄物の処理に関する実質的な規定を含めて完全施行されていると、そういった状況でございます。

この法律の目的でございますが、東北地方太平洋沖地震、これに伴う原発事故により放出された放射性物質による環境の汚染、その対処に関して関係者の講ずべき措置を定め、人の健康と生活環境への影響、これを速やかに低減することというふうになっております。

また、責務規定といたしまして、国は原子力政策を推進してきた社会的責任を負っていることにかんがみ、必要な措置を実施する、また、地方公共団体は国の施策に協力する責務を負う、また、関係原子力事業者、すなわち、東京電力ということになりますが、誠意をもって必要な措置を実施する、また、国・地方公共団体の施策に協力するということが規定されております。

また、施策を実施するために基本方針を策定すると、そして、それを閣議決定するという規定がございます。また、汚染廃棄物や除去土壌等の処理に関する基準の設定、あとは国と地方

公共団体は環境汚染の状況について監視・測定を行い、随時公表するといった規定が定められております。

そして、費用負担といたしまして、国は地方公共団体が施策を推進するために必要な費用について財政上の措置を実施すること、この法律の措置は、原子力損害賠償法の規定により賠償すべき損害に係るものであるとして、関係原子力事業者の負担の下に実施するということが規定されております。また、こちらの概要には書いてございませんが、関係原子力事業者は費用の求償があったときには、速やかに支払うよう努めなければならないといった規定もございます。

その他、こちらの概要にはありませんが、特定廃棄物と除去土壌に関する横断的な雑則として、不法投棄や不法焼却の禁止、あとは調査研究、技術開発の推進、あとは先ほど浅野座長からも言及のありました知識の普及といった雑則的な規定がございます。また、この法律の規定に違反した場合の罰則としては、最大で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科となっております、法人に対しては最大で3億円の重科の規定がございます。

また、附則のほうには、附則5条に、先ほども触れましたが、政府は、この法律の施行後3年が経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするといった検討規定がございます。

次に、具体的な除染や汚染廃棄物処理に関する制度でございますが、1枚おめくりいただけますでしょうか。まず、除染等の措置等の概要ということでございまして、地域として①の除染特別地域、あと、②の汚染状況重点調査地域、こちらの二つの地域がございます。除染特別地域に関しましては、旧警戒区域と計画的避難区域に相当というふうに書いてございますが、これは実質的には避難指示が出ている、または出ている地域ということでございまして、福島県の7市町村の全域と4町村の一部ということで、合計11市町村がこれに該当いたします。これらの地域に関しましては、国が除染実施計画を策定して除染を行うということになっております。そして、右側の汚染状況重点調査地域でございますが、こちらは除染特別地域以外で放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を環境大臣が指定いたしまして、市町村長が実施計画を策定し、除染を行うということになっております。ただし、一番下にございますが、先ほど説明した費用負担の規定に基づいて、こちらの費用については国が全て予算措置を行うということになっております。

次に、次のページでございますが、汚染廃棄物の処理の概要でございます。特定廃棄物ということで、①、②とございまして、①の対策地域内廃棄物、こちらも除染と同様に避難指示が

出ている、または出ていた地域を汚染廃棄物対策地域として指定いたしまして、同地域内の廃棄物に関しましては、国が処理計画を策定し、処理を行うということになっております。また、右の中ほど②の指定廃棄物ということで、こちらに関しましては、それ以外の地域から発生した1キログラム当たり8,000ベクレル超の廃棄物について環境大臣が指定し、国が処理を行うと、そういった仕組みになっております。また、一番下でございますが、それ以外の1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物に関しましては、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物と我々は呼んでおりますが、廃棄物処理法の規定が適用され、一定の上乗せの基準のもとで一般廃棄物に関しては市町村、産業廃棄物に関しては排出事業者が処理を行っている、そういった状況でございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして特定廃棄物と除去土壌の処理のフロー図でございます。こちらの根拠に関しましては、法律だけでなく通知やガイドライン、そういったものに基づくものでございまして、まず、福島県内につきましては、除去土壌に関しては中間貯蔵施設に搬入すると、廃棄物については10万ベクレル超のものは中間貯蔵施設に搬入、一方、8,000ベクレル超10万ベクレル以下のものについては既存の管理型処分場ということで、フクシマエコテックの活用に向けて調整中ということになっております。

そして、次のページでございますが、福島県以外の県ということで、指定廃棄物に関しては保管がひっ迫している5県に関しては新たな処理施設において処理を行う、また、5県以外の都道府県においては既存の処分場で処理をすると、そういった方針になっております。除染に伴う土壌については、現在処分基準を検討中と、そのようなことになっております。

そして、その次のページ以降に特措法の制定時の経緯、あと、制定後の主な動きを参考として添付させていただいております。こちらでは説明は省略いたしますが、この後、必要に応じて使用いただければと思います。

続きまして、資料5でございます。こちらは基本方針の概要でございます。基本方針につきましては、平成23年11月11日に閣議決定をしております。こちらの概要でございますが、まずは汚染廃棄物の処理、三つ目の四角になりますが、基本的事項ということで、例えば住民の生活の妨げになる廃棄物の処理を優先すること、既存の廃棄物処理体制や施設を積極的に活用すること、あとは可能な限り減容化を行うこと、また、指定廃棄物の処理は排出された都道府県内において行う、いわゆる県内処理の原則といったことが規定されております。

続きまして、土壌等の除染等の措置に関する基本的事項ということで、人の健康の保護の観点から必要である地域、要するに生活圏ということになりますが、そういった生活圏、そして、

特に子どもの生活環境について優先的に除染を実施するということが規定されております。また、追加被ばく線量が20ミリシーベルト以上である地域、こちらは現在の居住制限区域に該当しますが、その地域は段階的に縮小することを目指すと、空間線量が特に高い地域、こちらは現在でいえば帰還困難区域に該当することになりますが、長期的な取組が必要となるということに留意ということが規定されております。また、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域ということで、国直轄で除染を行っている地域でいえば現在の避難指示解除準備区域とイコールということになると思いますが、そちらに関しては長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指すと、そういったことが規定されております。

その下の除染特別地域に関する事項といたしまして、除染特別地域のうち、追加被ばく線量が特に高い地域以外ということで、帰還困難区域以外の地域に関しては、当初、この基本方針が策定されたときには、26年3月末までに除染を行い、仮置場に逐次搬入するというようになっておりましたが、こちらはその後の平成25年秋に実施計画の総点検を行いまして、個別の市町村の状況に即した時期の見直しが行われております。また、一番下でございますが、追加被ばく線量が特に高い地域ということで、現在の帰還困難区域とイコールになるかと思いますが、そちらの地域は国がまずモデル事業を実施するということが規定されております。

続いて、裏のページになりますが、除染の基本的事項の続きといたしまして、仮置場の確保を行うとか、あとは被ばく線量に応じたメニューを実施するといったこと、あとは線量が低い地域についても、子どもの生活環境を中心として地域の実情に配慮した対応を行うといったことが規定されております。

一番下のその他重要事項というところで、汚染廃棄物や土壌が相当量発生している都道府県、すなわち、福島県のことになりますが、そういった都道府県においては中間貯蔵施設を確保するといったことが基本方針に、策定された当時でございますが、規定されております。

以上、資料4と5の概要の説明でございます。

○浅野座長 それでは、法律並びに法律に基づいてつくられた基本方針に関してご説明いただきました。ただいままでのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞお出しください。いかがでございましょうか。新美委員、どうぞ。

○新美委員 どうもありがとうございます。私は特措法の費用負担のところについて少し質問をしたいと思うんですが、費用負担は原子力事業者が原賠法による損害に係るものとして、最終的には負担をすべきものであるという前提になっているんですが、原賠法の損害というのは

立法過程をずっと見ても全然明らかでないんです。むしろ、民法に委ねるという議論をしているだけで、何が損害かというのは立法過程では明らかでないところ、民法によるといった場合、民法は私人の権利利益しか念頭においていないんです。いわゆる環境被害なるものは民法はそもそもコミットしていません。というのは、19世紀末にできた民法がそんなことを考えていたとは到底思えないわけです。

そうしますと、除染というのは私人の権利利益を害することを防止するという側面もありますが、環境利益を保護するという側面もあります。そうすると、非常に未分離な状況での除染ということになるんですが、これは原子力事業者に負担させることができない場合もあり得るんだと思うんですけども、その辺については何か、これは多分、科学技術庁、文科省の担当になると思いますが、その辺の議論はしっかりなされているんでしょうかというのが質問でございます。

○浅野座長 大塚委員、関連しますか。全く別件ですか。

○大塚委員 関連する別の委員会に所属していますので、多分、私がお答えするのも一つの方法かと思っていたのですが、よろしいですか。

○浅野座長 結構です。

○大塚委員 そういうことはあると思いますけれども、この損害は自治体に発生した損害とか、国に発生した損害というふうに見ることができますので、環境損害の面ももちろんあると思いますが、それは純粋な狭い意味の環境損害ではない広い意味の環境損害にはなります。、特措法の44条はいわゆる純粋環境損害ではない伝統的な環境損害を含めた規定をおいていると理解しております。そういう意味では、従来型の損害と大きな隔たりはないというふうに私は理解しております。

○浅野座長 この問題に関して事務局から何かコメントはありますか。

○三好局長 コメントということではないのですが、実務上は、特措法や同法に基づくガイドライン等に基づいて除染なり、廃棄物の処理をやっておりまして、それに基づいて発生した費用について、東京電力に求償しております。別途、求償の状況についてもご報告いたしますが、求償の範囲について完全に最初から一致をされていて全く問題がないというわけではないのでございますけれども、我々なりに整理をした形で事業を実施し、求償し、それが逐次、支払われていっているというのが実務的な状況でございます。

○浅野座長 この問題は当検討会の検討の範囲の中に入るか、超えるか、微妙な問題があるわけですが、理論的に考えてみると新美委員が指摘される問題点は残っていると思うのです。公

害の事業者負担法でも公益的な部分については事業者負担を外してしまっていて、ほとんど定型化されていますね。そういう例がありますので、ここは政府としてはちゃんと真面目に考えておかなければいけない部分があるのではないかとも思えます。つまり、理論的にどこまでちゃんと原賠法の領域の中で処理できるか、原賠法を超えた部分については本来は国が負担すべきものがあるのではないかという議論がありそうですが、それを将来どこまで広げるかということとの関連の中でも、問題になるだろうと思われなくもありません。

もし、仮に本当に民事責任の範囲内でやるのだったら、やれることは決まってしまうということになりかねない。それで本当に国民の満足、納得を得られるかどうかという議論になるだろうと思われます。緊急事態にあわせて法律がそのままの状態で見えていますので、未解決の課題も残されているのだろうと思われ、どこかできちっと政府としては真面目に考えて結論を出さなければいけない問題ではないかというご指摘があったということだけは、最終的にどういう扱いにするかは別問題ですけれども、ここでの議論としてはあった、ということにしておきましょう。

大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 あまり長くしゃべるつもりはないので申し訳ないんですけども、紛争審査会のほうに委員として参加しているので義務があるかと思ってお話しするだけですが、ここで言っている環境損害は、私は環境損害だと言っているほうなので、そういう意味では申し訳ないですけども、純粋な環境損害ではないので、国とか自治体に発生している損害であることは事実なので、そういう意味では、伝統的な損害と変わらないと思いますので、そういう理解をしていただければいいのではないかと思いますし、文科省に聞いていただいてももちろんいいと思いますが。

○浅野座長 いいですよ。いずれにせよ、今日の主な議論の対象ではありませんので、一応、この法律を点検するというのであれば、その中の話題ということだということにしておきましょう。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 今後、評価をしていく上で一つ確認をしておきたいので、資料5のところでも除染の話について追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上である地域と未満である地域について、それぞれ目指す目標というものが違っています。20ミリシーベルト以上である地域と未満である地域、それから、20ミリシーベルト以上である空間線量が特に高い地域という三つに分けをしていると思うんですが、まだ、ご説明を聞いていないので何ですが、多分、その三つに

分けた形でご報告いただいて、それぞれについてどうなんだということを見ていかなければいけないんだろうと思うんですが、今の段階で特にお尋ねしたいところは、20ミリシーベルト以上である地域というのと除染特別地域というのは、どういうふうな関係になっているのかというのがわかれば。必ずしもすっきりと空間でうまく分けられる話ではないのかもしれませんが、それでも。

○浅野座長 時間の経過による変化ということもあるので、それも含めて、今後、どうするかという問題は多分、この法律の点検の時にかなり重要な問題になってくると思うのですが、とりあえず、スタートラインのところの話というふうに理解をしておいて、その上で今のご質問についてはどなたかお答えいただけるでしょうか。どうぞ。

○秦参事官 後でまた資料6のほうでも出てまいりますのでございますけれども、先に説明させていただきます。資料6の3ページなんでもございますけれども、一番上のところに除染の進め方の方針というのがございまして、年間50ミリシーベルトを超えているところ、それから、20から50のところ、それから、20以下のところということで三つにまずは分類をしております、50以上のところについては、いわゆる帰還困難区域に相当するところなんでもございますけれども、モデル事業の結果等を踏まえて、あるいは復興の絵姿等を踏まえて、今後、取り扱いを検討すると。20から50については居住制限区域に相当するところなんですけれども、20以下になることを目指すと、20以下のところについても除染を実施していくということで、線量に応じてなかなか一律にここまでと、すぐに最終地点にたどり着けるというものでも必ずしもないものですから、線量に応じて今後の対策を実施していくということで区分をして、それぞれについて対応していくという体制をとっております。

○中杉委員 基本的にはこれからご報告いただいて、これが一つの基本方針にのっとってうまくいっているかどうかという評価をすることがマンドートになっていると思いますので、ご説明をいただく中で、このどちらなのかということ常を留意していただいたり、20ミリシーベルトを超えている、超えていないというのはいまうまく合わないと思いますけれども、そこについてはどうなんだということで、ご説明をいただくとありがたいなというふうに思います。

○浅野座長 2回目以降の説明では特に留意をしていただければと思います。今日はいきなりのご説明は無理かもしれません。ほかにございませんでしょうか。崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。今、この基本方針を改めて読み直してみると、例えば2ページの真ん中の除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項と書いてあるんですが、この法律のスタートのときはこの基本方針でよかったと思うんですが、現状は非常に大

量の除去土壌がある中で、例えば本当に線量の低い部分は、どうやってリサイクルをすとか、地域でもう一度活用すとか、そういうことが現実には課題になっていると思うんです。そういうところまでこの基本的項目の中で考えるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。質問をさせていただこうと思います。

○浅野座長 ごめんなさい、よく質問の意味が把握できてないのですが。

○崎田委員 基本事項がこういうふうに記載されていますが、今後、この中身を次回、その次の回とかに検討するわけですが、その際、現実問題として、生活環境の保全への配慮で集めた大量なものの中で例えば線量がとても低い部分はどういうふうのリサイクルするかが現実には課題になっているわけで、そういうところをどう読み取るのかということです。

○浅野座長 わかりました。基本的事項、本日の資料は簡略に書かれているようです。本文をよく読むと、追加的線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするということが基本方針として挙げられています。だから、1ミリシーベルトを超えないということであれば、それで基本方針としてクリアできているわけで、その後、それをどうするんだということについては書いてないわけです。だから、それをどうするのだという議論をやればよいと思います。

○崎田委員 ありがとうございます。

○浅野座長 事務局にお聞きしますがそういうことでよろしいですね。

○小野チーム長代理 基本的事項はもう少し細かく書いてございますし、崎田先生がおっしゃったように基本的事項を策定した当初とまた事情が変わっているところもございますので、そこは今の現状がどうなのかと、基本方針に即してどうなのかとか、そういうご検討をいただければよいと思っております、基本方針に書いてあることだけしか議論できないということではなくて、あくまで今の現状をご評価いただければと考えております。

○浅野座長 ということですね。

ほかにございませんでしょうか。法律の枠組みについてはこんなものだという事は、一応、ご了解いただいた。基本方針は詳しい内容が別の参考資料にありますので、できればもう一遍、目を通していただいて、今後の議論のときに基本方針のこの部分はどうかのどのような議論が必要かもしれません。田中委員、何かございますか。

○田中委員 いや、特にありません。

○浅野座長 よろしいですか。

それでは、ほかにこの段階で特にご発言がないようでしたら、このテーマに関してはどうぞ次に出てくるお話で、また、行きつ戻りつ関係があると思いますので、急いで申し訳ないので

すが、資料6に基づいて、これまでどういうことが行われてきたかということをご説明を伺うことになっております。概ね30分ぐらいはご説明に時間を要するという事ですので、これからしばらく説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○秦参事官 それでは、資料6に基づきまして、まず、除染の部分からご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、1枚めくっていただきまして2ページでございますけれども、福島第一原発事故に伴う汚染の状況ということ。左側が当時の航空機モニタリングにおける汚染の状況、こういった状況を踏まえて右の図のような区域割をして、帰還困難区域、居住制限区域と、今、呼んでおりますけれども、こういった区域に整理をいたしまして、それぞれの線量等に応じまして除染を進めているというところでございます。

先ほど法律の説明等でご説明を申し上げましたけれども、除染は直轄除染と呼んでおります国が直接除染を行う地域と、それから、市町村がそれぞれ事業主体となって除染を行う市町村除染の二つの地域に大きく分かれてございます。まずは国直轄除染の地域について概況を報告させていただきたいと思っております。それでは、3ページでございます。

先ほど中杉先生からご質問がございまして、ざっとご説明させていただいたとおりなんですけれども、直轄除染について三つのエリアといいますかに分けて、それぞれの線量等に応じて除染を進めていっているというところでございます。50ミリシーベルト超の帰還困難区域につきましては、ここに書いてございますようなモデル実証を行ったり、あるいは後で出てまいりますけれども、常磐自動車道のような復興の拠点となるような重要なインフラについて一部除染を行っておりますけれども、ここに書いてございますように今後の住民の帰還以降ですとか、あるいは将来の産業ビジョン、復興の絵姿等を踏まえて今後の取り扱いを検討するという事で、基本的には今後、手をつけていく部分となっております。

それから、下の居住制限区域、それから、避難指示解除準備区域については、除染を行っておるところでございます。これについてその下の囲みにございますように、特別地域内除染実施計画の見直しということで、当初の計画では一つ目の紫の枠の下の丸のところなんですけれども、一律に2年間で除染をするという目標だったわけでございます。26年3月末までに終えるという目標だったわけなのでございますけれども、個々の市町村の状況に応じて復興の動きと連携した除染を実施するという事で、25年の暮れに見直しを行っております、矢印の下の計画見直しというところがございますけれども、既に面的除染が終わっていた、あるいは近く終わることになっておりました田村、川内、楢葉、大熊の四つを除きまして、市町村の状況

に応じた現実的なスケジュールを地元と相談の上で、再度設定をいたしましたということになっております。

その詳細が次の4ページの国直轄除染の進捗状況の概要というところでございます。右側に表がございますけれども、少し色分けをしております。上のほうの田村、川内、檜葉、大熊については、26年3月までに面的除線が終了したと。それから、常磐自動車道につきましても、順次、除染を終えているという状況でございます。それから、真ん中の水色に塗ってある葛尾、川俣、飯舘でございますけれども、この三つの町村につきましても、26年に概ね宅地除染までは終わったというところでございます。残りの農地とか森林とか、残りの除染を27年あるいは28年度に終わらせることを目指すということで進行中でございます。それから、下の黄色いところでございますけれども、こちらは来年度に宅地除染が本格化していくようなところでございまして、27、28で宅地除染、それから、その他の除染をしっかりやっていって、基本的には28年度までに除染を一通り終了させるという計画で除染を進めているという状況でございます。

先ほどもご紹介いたしましたけれども、左側の図で灰色に塗ってあるところというのは、基本的には除染がまだできておらないと、帰還あるいは復興のビジョン等を踏まえて、今後の取り扱いを検討するという地区として残されておるわけでございます。

次の5ページ、6ページは、今、簡単に概要をご説明申し上げた各市町村の状況の詳しい進捗状況等を整理したものでございます。適宜、ご参照いただければと思います。

それから、次の7ページ、8ページが、今度は直轄除染ではない、市町村が除染を進めている地域の概況でございます。7ページの右のほうに地図がございますけれども、福島県以外のところも含めまして、色で塗ってあるところが汚染状況重点調査地域となっておるところ、あるいはかつてそうであったところがございます。この中で黄色に塗ってあるところが五つですかあるんですけれども、こちらは既に汚染状況重点調査地域の指定を解除した市町村、黄色いところは解除した市町村となっております。黄緑色のところが現在、除染を実施中というところなんです。中には概ね完了したところも含まれておりますけれども、実施中、それから、緑色に塗ってあるところが措置が完了したという市町村になっております。

全体の進捗でございますけれども、左側に表が二つついてございます。上のほうが福島県内の状況なんですけれども、今年1月末現在で公共施設等については約8割、除染が終わっております。住宅についても約6割、あと、道路4割、農地7割、生活圏の森林6割といったような進捗状況、これが福島県内の直轄地域以外の進捗状況となります。それから、福島県外は概ね終了に向かっておりまして、学校・保育園等はほぼ終了、それから、公園、住宅、その他の

施設、道路については約9割、農地についてもほぼ終了、森林についても約7割終了といったような状況になっております。市町村ごとの進捗につきましては、8ページのほうで表にまとめておりますので、また適宜ご参照いただければと思います。

続きまして9ページ、除染の効果でございます。檜葉町の例でございますけれども、四つほどグラフがございますが、一番左側が宅地でございます。平均して0.74程度あったものが除染後、0.40マイクロシーベルト・パー・アワーぐらいになっておりまして、除染により46%程度、下げられたと。農地、森林、道路についても率は若干増減がありますけれども、除染により線量が下がっているという状況が見てとれます。それから、緑色の棒グラフがございますけれども、これは事後モニタリングといいまして、その後、除染の効果が維持されているのかどうかということを確認をしておるんですけども、除染後からまたさらに線量が下がっているということで、面的な除染の効果が維持されているということを確認しながら進めております。

それから、次の10ページですか、拠点となるようなインフラについては一部、帰還困難区域内でも除染をしている場所があるというようなことをご紹介申し上げましたけれども、常磐自動車道におきましては、除染とインフラ復旧を一体的に取り組むという試みをやっております、それによりまして例えば廃棄物の量が削減できたとか、あるいは工期が短縮できたといったような効果が得られております。今後もできるだけこういうやり方を取り入れてまいりたいと考えております。

それから、次の11ページでございますけれども、除去した土壌についてどのように保管をしているんでしょうかということでございますけれども、こちらの絵にございますように、いわゆる仮置場というものに保管をしておるわけでございますけれども、除去土壌を入れた保管容器を、こちらのダイダイ色の升がございまして、遮へい土のうといいまして、きれいな土を入れた土のうで覆いまして、さらにその上を通気性のある防水シートで覆っているといったような構造で遮へいをしておるということでございます。仮置場については、右側の表にございますように、目視点検、空間線量率の計測、それから、地下水の計測等を行っておるところでございます。

下の表は仮置場の箇所数と除去土壌等の数量でございますけれども、直轄の除染地域で現在、208カ所、量にして約280万立米ほどが保管されていると。それから、市町村除染の福島県内で同じく775カ所、それから、仮置場がなかなか用意できない市町村あるいは地区もございまして、そういうものは現場保管ということで現場の地下に埋まっていると。これが8万6,000カ所、量としては合わせて約350万立米と。それから、県外は仮置場の数は非常に少

なく23カ所、それから、現場保管の数が約1万7,000カ所、量も少なくても27万立米程度ということです。ここに書いていないんですけれども、直轄除染については正確には袋の数です。281万とあるのは袋の数です。大体、フレコン1袋1立米と換算して、一応、立米という数字で出しております。

除染関連については以上でございます。

○永島参事官 引き続きまして、中間貯蔵施設について説明させていただきます。

今、説明があったとおり、仮置場や現場保管で非常にたくさんのフレコンバッグが積み上がっているということございまして、これを処理していかなければいけないわけですが、現時点で最終処分する方法を明らかにすることはできないことから、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として、中間貯蔵施設の整備が必要であるということでございます。この中間貯蔵施設に入れるものがございますけれども、除染で出てまいりました土壌、落ち葉や枝など、それから、10万ベクレルを超える放射能濃度の焼却灰などが保管対象ということでございます。

14ページでございます。福島県内で出たもののみを中間貯蔵施設には入れるということでございますけれども、今、薄い黄色で表示しているところで除染が行われておりまして、ここから出た土壌などが中間貯蔵施設に入ってくるということでございます。赤色の線で囲った部分が双葉郡8町村と、それから田村市ということで、第一弾のパイロット輸送の対象自治体を表しております。

中間貯蔵施設への貯蔵量については、先ほどの説明の中で現時点で600万立米程度、フレコンバッグで600万袋程度が既に出ているということでございますけれども、これから除染を続けていくことによって、約1,600万から最大で2,200万立米のものの発生が推計され、これを貯蔵していくということになります。そのうち、2,000万立米程度につきましては土壌ということで、内訳としては、8,000ベクレルを下回るものが約1,000万立米、8,000ベクレルを超えて10万ベクレル以下のものが1,000万立米程度あるであろうと推計されます。それから、焼却灰などについては、灰色の部分の155万というようなオーダーで出てくるのではないかとということでございます。

16ページが中間貯蔵施設の配置図でございまして、この検討会に参加いただいております委員の方々にも全面的に協力をいただいて、この施設案をまとめたわけでございますけれども、上が太平洋になっていて、その下に東京電力の福島第一原発がございます。それを囲んで大熊町と双葉町にまたがる形で約16平方キロメートルの敷地の中に、さまざまな施設を配置してい

くことを考えているところでございます。

具体的な個別施設としては17ページを見ていただければと思うんですけれども、まず、仮置場などからトラックで受入・分別施設というところに運んできて、濃度や種類などに応じて分けます。その分けたものに従って土壌貯蔵施設ですとか、減容化施設、すなわち、焼却施設になりますけれども、燃えるものはそちらに持っていき、廃棄物の焼却灰などについては廃棄物貯蔵施設に持っていき、こういうふうに分けて貯蔵していくということでございます。

18ページを見ていただきますと、施設のイメージ図がございます。土壌貯蔵施設については左側でございますが、自然の谷地形などを利用いたしまして、8,000ベクレルを超えるようなものについてはセシウムの溶出も考えた上で、遮水工なども施した上で土壌を貯蔵していくことを考えております。それから、右側が廃棄物の貯蔵施設でございますけれども、こちらは貯蔵物の濃度が比較的高いということもありまして、専用のドラム缶などに入れた上で、さらにそれをコンクリート製の建物の中で保管をすることで考えているところでございます。

この中間貯蔵施設を受け入れていただくために、地元の町に対してずっと説明を続けてまいりました。昨年5月から6月にかけて、大熊町、双葉町の全町民を対象といたしまして住民説明会なども開催してまいりました。その中で出た意見なども踏まえて順次対応をとってきたわけでございますけれども、例えば法制化・最終処分に関しては、30年以内に県外で最終処分するという約束を国としてしているわけですが、それをさらに法律で明確化するというところで、昨年の臨時国会で日本環境安全事業株式会社法を改正いたしまして、その中で30年以内の県外最終処分ということを位置づけたことがございます。

それから、用地の取り扱いに関しては、当初は全ての敷地を国のほうで買わせていただくことで考えていたわけですが、先祖伝来の土地については非常に愛着がある、あるいは一度、国に売ってしまえば最終処分場にされてしまうのではないかというような意見も多数いただきまして、地上権という形で所有権を残したまま、30年の間、土地をご提供いただくという方策なども提示させていただいたところでございます。また、補償などについてもしっかりと進めていくということでございます。

それから、21ページに飛びますけれども、この施設を受け入れていただくに当たっては二段階を踏んでおりまして、「建設の受け入れ」と「搬入の受け入れ」を分けて、地元の県や町は考えられたということで、昨年9月に、まず福島県から建設を受け入れていただきました。その際に、搬入を受け入れるに当たっては、ここにあるような5項目について確認をすることが必要であることが示されました。それが県外最終処分の法案の成立、中間貯蔵施設等に係る交

付金の予算化と自由度、国による搬入ルート維持管理、施設及び輸送に関する安全性、県・大熊町・双葉町との安全協定案の合意、こういった5項目でございました。

これらについて、順次、国として取組を進めてまいりまして、県外最終処分の法案については、先ほど申し上げたとおり、昨年臨時国会で成立を見たところでございます。交付金についても、政府全体で3,010億円という交付金をご用意させていただきましたけれども、これについても26年度の補正予算などで成立をいたしまして、今年度中に県と町に交付をするため、手続を進め、交付がなされました。

それから、搬入ルートや輸送施設の安全性などについても、輸送の実施計画などを整備し、順次、進めてまいりました。さらに安全協定については、これら5項目について確認をいただいた上で、2月25日に協定を結ばせていただいたところです。この協定の中では、環境省がこの施設の建設や管理運営など安全性に万全の措置を講じるとともに、それを県や大熊町、双葉町が確認をし、必要に応じて建設・搬入の停止を含めた措置がとれるという仕組みになっております。さらにこの協定に基づいて地元の住民などにも参加いただく環境安全委員会を設置することになっております。

3月13日から中間貯蔵施設への搬入を開始したということでございますが、先ほどご説明した施設については、長期的に整備をしていくことになり、まずは、安全・確実な輸送を確認するためのパイロット輸送という形で取組を進めています。今後、1年間程度はパイロット輸送の対象となる43市町村それぞれから1,000立米程度ずつを試験的に運ぶということで進めてきているところでございます。

24ページでございますが、パイロット輸送を進めるに当たって、それを受け入れるための保管場というものを整備しています。資料の「第一弾」という部分が今現在稼働しているところでございますけれども、大熊町、双葉町それぞれで敷地面積でいえば3万平方メートル程度の敷地に1万立米程度ずつのフレコンバッグを入れられるようなスペースを用意して運び込むこととしております。第二弾として、今、整備しているもののほかに、用地の手当てができたところから、順次、発注をかけて整備を進めていくことを考えているところでございます。

25ページが搬入の様子でございます。3月13日から、大熊町の中にある仮置場から大熊町の保管場に搬入を開始しております。お彼岸の期間は作業を止めてほしいということもございましたので、その間は停止して、3月25日からは大熊町の搬入を再開するとともに、双葉町においても搬入を開始したところでございます。10トンダンプに六つずつフレコンバッグを載せて運んで、さらに右側の絵にあるような形でクレーンでつり上げて定置をしていくという作業を

進めています。

26ページをご覧ください。JESCO法、県外の最終処分を規定した法律ですけれども、法律の名称について「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」という形で法律の名前から抜本的に改正をしたということをごさいますして、国の責務として、「30年以内に県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことを明記しております。また、このJESCOはPCB廃棄物の処理を担当してございますして、物は違うんですけれども、安全性管理や廃棄物の輸送における全数管理といったノウハウについては非常に有効であるということで、国からJESCOへの委託という形で、実態面からも中間貯蔵事業の一部を担っていただくという形にしております。

最後の27ページは、中間貯蔵開始後の県外最終処分に向けたステップでございます。ここにあるような八つのステップというものを現在お示ししてございますして、研究、技術開発などを進めていくところから始めてございます。これらについてはまだまだ道筋が見えないという声もいただいております。先ほどの改正JESCO法の附帯決議におきまして、各ステップの開始時期を明記した工程表を作成して、それを毎年国会に報告するというようなことも定められているところをごさいますして、これに従って、できる限り具体的な最終処分に向けたスケジュールを示していきたいと考えているところをごさいます。

○室石参事官 続きまして、28ページからの廃棄物処理についてでございます。29ページのほうに放射性物質の流れという図がございますけれども、従来から廃棄物であったり、副産物であったり、そういったものとして世の中に存在していたものが放射性物質に汚染されることによって、先ほどの資料4の3ページ目でしたけれども、特定廃棄物というものになったと、特定廃棄物というのは、先ほどの資料4でご説明してございましたように、対策地域内の廃棄物と指定廃棄物に分かれるわけですが、おめくりいただきまして30ページ、こちらのほうにまず指定廃棄物の指定状況ということで、指定廃のほうの今の件数、それから、数量というのを昨年末の時点で書かせていただいております。福島県内が一番大量にございますして約13万トンでございます。

それから、黄色で塗った5県がそれに次ぐようなところをごさいますして、栃木のほうで1万3,000トン余りというところですが、福島県はそれぞれ指定廃の種類はどれもこれもございますけれども、5県においては黄色く塗られていないようなところ、ゼロのところ、ですから、県によっては焼却灰とか浄水発生土のような安定したもので占められている県もありますし、県によっては稲わらなどの農林業系副産物というのが存在しているというところもございますして、その県、その県によってさまざまな存在状況になっております。

続いて31ページですが、先ほど申し上げましたように、特定廃棄物の中の1種類である対策地域内廃棄物についてでございます。対策地域内というのは旧避難指示区域とほぼ同じ地域でございますけれども、この対策地域内で発生する廃棄物というのは、そもそも、放射性物質に汚染されているなどの一定の要件に該当する地域だということをもって、一々、濃度をはかることなく対策地域内廃棄物として取り扱い、国が直轄で処理をしていくというものでございますが、青い枠の下のほうに(1)(2)(3)とありまして廃棄物としては3種類あると。つまり、津波による災害廃棄物というものと、被災家屋等の解体撤去から出てくるもの、それから、家の片づけごみ、そういうものの3種類から成っているというわけでございます。

私どもはこれについて、31ページの上のほうにありますように、目標としてはとにかく素早く撤去していくべきものということで、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去、それを仮置場に搬入するということを優先して目標を立てました。その結果、約80万トン余りというものをまず仮置場に持っていきこうという目標を立てたわけでございます。その仮置場への搬入状況というのが右中ほどのグラフに描いてあるわけでございますが、これは2月の時点までが載っておりますけれども、2月末の時点で43万トンまでできております。

グラフを見ていただくとわかりますように、昨年10月ぐらいまでは大体月に数万トンというオーダーだったわけです。それが11月辺りから月に5万トンレベルまで上がってきて、現在でもそのペースになっているということなんですが、次のページをご覧くださいますと、その理由と申しますか、最近、進んできたという理由がおわかりいただけるかと思うんですが、左の図のほうに仮置場の確保位置、それから、仮設焼却炉の予定の場所などについて緑色などで示しておりますが、まず、仮置場に持っていくということについてはですけども、仮置場の確保というのが昨年秋ごろにようやく全部確保できたということが大きいと思います。真ん中のほうに文字が書いてありますけれども、仮置場25カ所において供用開始済みということで、2カ所においては既に仮置場としての役割を終えて、原状復旧済みであるというところまで来たということで、この関係でペースが上がってきています。

仮置場を確保いたしまして、そこにどんどん廃棄物を持っていくということになりますと、次は焼けるものは焼いて減容化をするということになるわけでございますが、仮設焼却炉の設置状況、これが(2)として下に表がございますけれども、既に四つで稼働中というふうになっておりまして、建設工事中のところは三つ、それから、地元調整中が一つというような状況でございます。この建設工事中のものも春・夏において火入れ式をするというような、そういうペースで進んでおります。ただ、帰還困難区域である大熊、双葉あるいは量の少ない川俣と

いうところにおいては、処理方針をまだ検討しているという状況でございますが、仮置場にどんどん持っていき、かつ燃えるものは焼却炉で処理をしていくという、そういう体制が急速に整いつつあるという、そういう状況でございます。

33ページが指定廃棄物の保管状況ということで、先ほど申し上げましたように、従来からごみとしてあった、あるいは副産物としてあったものが、このようにそれぞれで保管をされている。これについて私どもはガイドラインをつくらせていただきまして、そのガイドラインののっとして、それぞれ、きちんと保管をしていただいているということでございます。

ページをおめくりいただきまして34ページ目ですが、仮置場、焼却炉と進んできて、あと、対策地域内についてはご説明したわけですが、対策地域内以外の福島県の指定廃についてということでございますが、まず、右側のブロックに減容化事業の例というふうにございますけれども、福島市であるとか福島県県中浄化センター、あるいは福島県鮫川村といった地名が出ておりますが、下水汚泥であるとか、そういったものの減容化あるいは焼却事業、それから、農林業系副産物の焼却処理の実験事業とか減容化事業、ここでは書き切れておりませんが、田村、川内におけるものとか、あるいは安達地方広域行政組合におけるものといった、そういった農林業系副産物の減容化事業というのも計画として持っております。

こういったもので減容化していったもの、安定化していったものを、左に書いておりますフクシマエコテック（管理型処分場）のほうに持っていく、これはまた、35ページで詳しく諸元が出ておりますけれども、こういう計画を持っておるということで、地元のほうにずっと要請をしてきておりまして、説明もしてきておるという、そういう状況でございます。

35ページのほうにフクシマエコテックの諸元を書いてございますけれども、3番の処分計画というのがございますが、埋立対象物、対策地域内の廃棄物などというふうに書いてある。これは焼いたものです。それから、福島県内の指定廃棄物、それから、双葉8町村の住民帰還後の生活ごみ、これは特殊でございますけれども、これを足し上げまして約65万立方メートルといったものを処分計画として対象にする予定としてございます。

それから、続きまして36ページ以降ですけれども、これは先ほどの関係5県、黄色で塗ってあったところの指定廃の動きでございますが、政権交代前に少し動きがございましたが、現在は政権交代後、プロセスを見直しまして、十分地元のご意見を聞きながら選定していくというプロセスに変わりました、37ページに書いてございますように、各地で候補地を選定するためのベースとなる候補地選定手法の基本的な案ということで、この案をそれぞれの県にお示しし、市町村長会議で、例えば千葉県であれば対象とする土地に民有地も含めるとか、あるいはそれ

それに選定するときの重みづけをどうするかといったことの地域性をこれに取り込みまして、それぞれの市町村長会議で確定した選定手法というものをもって、早いところでは詳細調査の候補地をご提示しているというような状況でございます。

その辺が次のページ、38ページのほうに5県のそれぞれの現状を書いておりますけれども、宮城県が3カ所の詳細調査候補地、この3カ所というのも宮城県のほかの県と違うところなんですけれども、3カ所にしましょうということで市町村長会議で決まりまして、詳細調査候補地について3カ所をご提示して、昨年8月に詳細調査を開始して現在も実施中ということでございます。栃木県については詳細調査候補地を1カ所ご提示いたしまして、ご地元のご理解を得るべくいろいろと当たっているところでございます。千葉県については昨年4月に選定手法を確定して、先ほど申し上げましたように民有地も対象にするということで、非常に多くの土地を対象にして、現在、選定の作業中でございます。茨城、群馬については残念ながら、まだ、選定手法が確定するところまではいっておりませんで、現状をよく確認するというようなことをそれぞれの市町村長会議でやっているというような状況でございます。

指定廃棄物等については以上でございます。

○小野チーム長代理 それでは、長くなって恐縮でございますが、その他のところで横断的な事項について簡単にご説明いたします。

まず、40ページの予算でございます。これまでに特措法施行に係る予算として、総額で26年度までの総予算として1兆8,900億円を計上いたしております、25年度までに7,500億円を支出しております。残りの分につきましては26年度に支出される分、それから、一部は27年度に繰り越しされる分ということでございます。内訳についてはその下の表に書いてございます。これまでの予算額、それから、支出額の推移がでございます。事業の進捗ということでいえば、イコールではありませんが、支出額のほうが参考になるかと思えます。ただ、これだと25年度がピークのように見えますが、福島県内の市町村除染につきましては、一旦、国から福島県に置かれた基金に交付して、そこから、それぞれの市町村に補助が出るということになっておりますが、支出のところは国から基金に交付した時点で支出というふうにグラフの上ではなっております。よって、実際には26年度あるいは27年度辺りが事業としてはピークになってこようかと思えます。

41ページに先ほどございました求償について状況がでございます。これまで10回に分けて2,155億円の求償を順次行っておりまして、約52%の1,115億円が応諾されております。左下のところに内訳が小さくて恐縮ですが、書いてございます。このうち、支払率のパーセンテージ

を見ていただきますと、市町村除染の部分が2%ということで低くなっているということでございますが、ここにつきましては環境省と東京電力の間で、どこまで証拠書類をチェックすべきかということで調整をしておりましたが、現在、一部、例えば全体の10%程度の事業についてサンプリングをいたしまして、これについては重点的に事業内容を確認する、それで、問題なければ残りの9割程度の事業については確認過程を簡素化するというようなことで、市町村とも一緒になって連携しながら取組を進めて、確認作業を進めておりますので、今後、支払いが進んでいくものと考えております。

最後のページに定員ベースでございますけれども、体制の推移でございます。ここにございますように急速に人員を増強してきておりまして、特に紫色のところは福島環境再生事務所でございます。27年度についても中間貯蔵関係を中心に大幅に体制を強化していくという予定といたしております。

以上でございます。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、特措法の施行状況について、今、ご説明いただきました。部分に分けてという議論の仕方もありますが、どこでも結構です。大きく分けると三つ、それにプラスアルファということでした。ご質問、ご発言をご希望の方はどうぞ。大迫委員、どうぞ。

○大迫委員 ありがとうございます。再生利用のことで少しコメントさせていただきたいわけですが、先ほど崎田委員からも若干、そういうキーワードが出ましたけれども、汚染廃棄物の処理のほうにおいては再生利用、コンクリートがらとか、そういったものの福島県内の利用ということで指針が出ているわけでありまして。そういった中で、実績等も一部出てきているというふうに理解をしております。

一方、除染に伴う除去土壌のほうなんでございますが、そちらのほうは基本方針の中でも発生抑制を図るとか、あるいは減容化のプロセスの中で、汚染の程度が低いものは再生利用を検討していくというようなことの基本方針も書かれてあるわけですが、特措法上、除去土壌の再生利用の基準とか、そういったものの議論というものが除去土壌の処分基準という議論の中で行われるのかどうか、あるいは指針等の中で議論されるのか、そういったところも今後、重要な課題かと思っておりますので、ぜひ、中間貯蔵への負荷低減と、あるいは県外最終処分に向けての負荷低減という意味合いでも、その部分の議論が適切にできるように、2回目、3回目のどこかで情報提供等をいただきながら、議論できる場を設定していただければというふうに思います。

以上です。

○浅野座長 わかりました。これはご質問ということではなくて、今後の準備の過程でこの点に留意してほしいと、そういうことですね。

森委員、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。区域設定に関して先ほど中杉委員からもご質問がございましたけれども、2ページの2011年4月29日の空間線量のデータが右側の避難指示等の区域の概念とほぼ1対1だと思うんですが、それから、既に4年ほどたっておりますので、左の絵自体がかなり変わってきているわけですが、そういう場合に、避難指示の区域自体を一旦、指定した後、そういう変化がある場合に、どのような手順で例えば帰還困難区域を居住宣言区域に変えてもいいとか、こういうことがあってもいいような気がするんですけども、そういうところを具体的に法の中ではどのような手順で変更していくことになっているのかという辺りについて、少し教えていただきたいと思います。

それから、もう一つは先ほど帰還困難区域の除染について復興計画と連動させて除染を進めると、こうご説明いただきましたけれども、具体的に復興計画とどのような形で進められるのか、いつごろからおやりになるのかとか、その辺りについて2回目になるのかもわかりませんが、その辺りについてご説明をいただけたらなと、こういうふうに思います。

それから、もう2点でございますけれども、32ページで仮設焼却施設のご説明をいただきましたけれども、これの施設を建設するに当たっての安全評価をどのようにされたか、あるいはされているのかという点について、これは3回目ですかね、その辺りについて、あるいは法の中ではどのような扱いになっているのかということも含めてご説明いただきたいと思います。

それから、最後に41ページの予算の件に関してでありますけれども、中間貯蔵施設絡みのところに関しては、エネ特会で予算手当てをするということが書かれておりますけれども、これは賠償ではなくてエネ特会で充当すると、こういう理解でよろしいのかどうか、それから、今後、中間貯蔵をさらに減容化する等、さまざまな取組がされると思うんですけども、最終的には県外処分ということがあるんですけども、それはこのエネ特会で対応していくという理解でよろしいかどうか、ご説明をお願いしたいと思います。

○浅野座長 幾つかご質問があろうかと思しますので、後で少したまったところでまとめて答えていただくことにしましょう。中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 先ほど質問したことに絡めてですけれども、3ページと4ページのところに先ほ

どのご説明に絡んだ部分なんですけど、どの時点でどういうふうにするのかという基本方針との絡みをもう少し次回に説明をいただければと思いますが、例えば檜葉町は避難指示解除準備区域なのか、現状では避難指示解除になっているのか、それが最初のときはどうだったのかというところを少し情報としていただく必要があるのかな、そうしないと基本方針を考えたときに、今、どこまでいっていただければいけないのかということがわかりませんので、そこら辺を少し整理をしていただいて、現状、どのぐらいの線量になっているのかというようなことも要望としていただければというふうに思います。

それから、市町村除染のところなんですけど、福島県内はともかく福島県外のところについては年間1ミリシーベルトを若干超えた部分がかかなり多かったと思うんですね。そこについてはかなり時間がたっているので現状はどうなのか、これは後で求償の話とも絡んでくるのかもしれないけれども、ひょっとすると現状では自然減衰で1ミリシーベルトより下がってしまったところがかかなりあるのではないだろうか、そういう状況での除染というのは何なのだろうかという議論がもう一つあります。

それを求償に絡めていくと、時間が経過してしまったのもっと早くやって、東電が払ってくれないからなかなかできなかったんだという議論になるのかもしれないけれども、そこら辺がどういうふうに整理をされるのかなというのを一つ情報としていただければと思います。これもまた、法の施行状況をどう評価するかという意味で、一つの情報としていただければというふうに思います。次回にそこら辺のところはご説明いただければと思います。

○浅野座長 それでは、ここまでのところで、今日、お答えいただけることがあればお答えください。次回以降というコメントが多いので、それを考えて次回以降、資料整理をしていただければいいものもありますが、今すぐお答えいただけるものもあると思います。

○小野チーム長代理 それでは、まず、41ページの森委員からご質問がございました中間貯蔵施設費用相当分がエネルギー特会でということかということでございます。ここの41ページの右下の枠の中の一番下の黒い枠の中の②に書いてございますけれども、原賠機構に対して中間貯蔵施設分として1.1兆円の枠があるわけでございますが、ここの相当分につきましては、エネルギー特会から交付するということになってございます。ただ、最終処分につきましては、現状ではまだ整理されておりませんで、これは今後の議論ということになるかと思っております。

また、関連いたしまして、中杉委員から、求償が進まないから除染の事業に遅れが出るということがあるのかということでございますけれども、これは求償の支払いと関係なく、除染事業そのものの実施には特に求償の未払いが影響するというようなことは実務上はございません。

○浅野座長 ほかはよろしいですか。

○秦参事官 続きまして、帰還困難区域は今後、どういうふうになっていくのだろうかというようなご質問があったかと思うんですけども、帰還困難区域の復興につきましては、もちろん、放射線の線量の見通しとか、そういった話もあるんですけども、一方で、帰った人たちがどういう仕事についていくのかとか、あるいは医療とか福祉の体制はどうなっているのかとか、あるいはインフラ整備はどうなっているんだとか、非常に複雑な多くの要素が絡み合うという実態がございますので、政府の中では内閣府の支援チーム辺りが中心になって、政府全体として取り組んでいくと、なおかつ、もちろん、地元の意向を最大限、重視しなければいけないということから、地元と復興の絵姿等を慎重に議論しながら進めていくという形になっております。

そういった中で、どのエリアをどこまで復興するのかとか、それに合わせて除染をどうしていくのかとか、そういったいろんな複雑な要素が絡み合う中で、また、検討していかなければいけないということで、一律にこうだとかいうのはなかなかそう言えるものはないのでございますけれども、いずれにしても、そういった復興のビジョンを見据えながら、除染手法そのものがそんなに大きく変わるということではないかと思うんですけども、先ほどご紹介したような一体的施工とか、そういった考え方も取り入れながら考えていきたいと考えております。

○浅野座長 現段階ではこういうことだろうと思います。

○室石参事官 補足させていただきますが、森委員は手続をお聞きになっておられましたので、手続だけ補足いたしますけれども、原子力災害対策本部決定で避難指示を解除したりとか、区域をどうしたりというのを決めることになっておりまして、原子力災害対策本部の本部長は内閣総理大臣でございます。

○浅野座長 それでは、崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。今後の検討のときに資料など、少し追加していただきたい点に関して幾つかコメントさせていただきます。今回、いろいろ、状況を説明いただきましたけれども、現実には仮置場とか中間貯蔵、そして、処分に関する場所の選定に関して地域の方ときちんとお話し合いをしたり、あるいは地域の方のご理解を得ていくというのが大変重要な課題になってきていると思っていますし、そういう中で事業を進めていただいていると思っています。

今回、いただいた資料の中で例えば21ページのところの中間貯蔵で、地域の方と政府が五つの項目の確認事項を結び、そして、例えば5番目に安全協定案の合意をしたとありますが、こ

の中に地域の方をメンバーに入れた安全委員会があると伺ったことがあります。そういうような場で地域の方とどういうふうに対話していくのか、今後非常に重要な話だというふうに思っております。今後の検討の中で、こういう地域の方と、どういう様なお約束をし、どういうふうに信頼関係をつくっていかうとされているのか、そういうようなソフト的なことも情報として出していただければありがたいと思っております。

なお、関連というか、具体的な状況は違いますが、後ろのほうの38ページのところで、福島県以外の指定廃棄物に関する地域の皆さんとの協議の状況がいろいろ出ています。地域にとって、こういう事故は二度と起きてほしくないし遠ざけたい事でしょう。けれども、解決していい環境にしていくには地域の方の協力を得なければいけないということで、こういう対話の場をきちんとつくっていくのは大変重要だと思います。そういう場づくりがどういうふうに進んでいるのかという辺りも、少し今後の検討の中で情報提供していただければありがたいと思っております。

なお、もう1点だけ、戻りますが、8ページのところで市町村が除染を実施する地域で線量が割に低くなってくると、今後、どういうふうに関染を終わらせていくかというような、そういう状況の自治体が大変増えてきていると思っております。7ページの図を拝見すると、黄色のところを終了宣言をして、緑のところはいわゆる完了しているというようなことですが、こういう市町村がどういうふうな状況になると、地域の方々と共にきちんと終了宣言をしていけるのかという、具体的な事例をきちんと集約しながら、いろいろな自治体に情報を出していただくことが、今後、大事なのではないかというふうに思っております。そういうような線量の低くなった自治体での除染の終わり方というか、収束の仕方、どういうふうな流れで地域の方とそういう流れを進めているのかというようなことも、情報を出していただき検討出来ればありがたいというふうに思っております。

○浅野座長 わかりました。田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。三つばかり確認したいと思うんですけども、まず、資料4のところで、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物のお話があったと思うんですけども、3ページ、4ページで、特定廃棄物のうち指定廃棄物以外を特定一廃、特定産廃と、こう言っているのでしょうか。自治体に対してアンケート調査をするのに、こういう基本的な情報を提供して、正確な理解に基づいてアンケートを書いていただくことが大事かなと思います。

それから、私自身、確認したいんですけども、資料6の4ページに除染の名前が面的除染というのと宅地除染というのがございますけれども、面的除染というのはどの程度の範囲を面

的除染というように定義しているのでしょうかということをお教えいただきたいと思います。

それから、もう一つだけ、同じ資料6の24ページですけれども、上のほうの敷地規模が第一弾が3万平米、第二弾、後ろのほうは3万立方メートルになっていますけれども、これは3万平方メートルの間違いだと思えますけれども、保管容量が1万立方メートル、第二弾も1万立方メートル、面積の割には非常に少ないなという感じがするんですけれども、まだ、第三弾、第四弾と、こうあるのでしょうか。それだけ確認したいと思います。

○浅野座長 大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 中間貯蔵施設についてお伺いしたいんですけれども、先ほど崎田委員が言われたように、私も協定に基づいて進めていっていただければと思っておりますが、先ほどのご説明の中で地上権の設定をするものも考えられるというお話がございましたが、買い取りをするのと地上権の設定をするものと、どのぐらいの割合になりそうかということをもし予想があったら教えていただきたいと思います。地上権はもちろん工作物の設置のために設定するわけですけれども、大規模な土地の改変をすることになるかと思しますので、できたら所有権を取得しておいたほうが良いと個人的には思いますけれども、もし、その辺の予想があったら教えてください。

○浅野座長 酒井委員、どうぞ。

○酒井委員 次回以降に向けて、ぜひ1点、お願いしたいことがございます。これまでの間、主に三つの事業を進めてこられる中で、国際的な機関からの意見とか知見とか、そういう情報交換を相当やっておられると思いますので、その要点をぜひ、ご紹介いただきたいと思います。先々週も仙台で防災会議をやっておられる中で、関連の議論もされたというふうに聞いておりますので、日本の進め方、進捗状況に対する評価とか意見とかいうところのご紹介をぜひお願いします。それを頭に置いて議論をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○浅野座長 ありがとうございます。岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 次回にご報告いただくことになるかと思いますが、除染の実施状況、効果、例えば資料6の9枚目のところで、一般的に技術的にこういう効果があったというのは、確かに平均値の議論でいいかと思いますが、実際にはよくとれたところと、とれなくて、ここに書いてあるようにもう一回やる必要があるのかというようなどころがあると思うので、一般論の技術ではない、現場ですので、分布とか、何がどこまでとれるか、結構、大変だとは思いますが、最初に森委員がおっしゃったようにビッグデータというか、たくさんの情報が集まっています

ので、分布をとって、局地、問題のところはきちんと最後までやるんだということがわかりやすくなるようにしていただければ、多分、次回の報告のところ、できる限りそういうところを目指していただければわかりやすいということで、よろしくをお願いします。

○浅野座長 わかりました。いろいろとご希望が出まして事務局も大変かもしれませんが、ぜひ、努力をしてください。

それでは、今日、お答えいただけることが幾つかあると思います。田中委員のご質問と大塚委員のご質問についてはお答えいただけますか。

○秦参事官 面的除染ということの意味というご質問だったかと思いますが、6ページをご覧くださいませでしょうか。6ページに表がついておるんですけども、宅地、農地、森林、道路というジャンルに分けておりますけれども、一応、田村、檜葉、川内、それから、大熊については、これらのいずれのジャンルも終わったということで面的な除染が終了しているというような表現を使っております。

○浅野座長 廃棄物について、どうぞ。

○山本課長 廃棄物の関係で、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物のご指摘があったんですが、資料4の3ページ目のところに廃棄物処理の全体像を書いているんですが、用語が割と似通っていて混乱しやすいんですが、特定廃棄物というのが、対策地域内の廃棄物、避難エリアで国がやる、それから、8,000ベクレル以上の指定廃棄物ということで、これはどちらも全て国が処理をするというカテゴリーとして位置づけられています。それとは別に、そこまで汚染はされていないんだろうけれども、一定程度、注意が必要だということで入念的に廃棄物処理法に基づいて処理をするんだけど、上乘せ基準をかけているものが特定一般廃棄物、特定産業廃棄物というのがありまして、それはむしろエリアを県で決めて、県の中にある焼却施設から出てくるばいじんというような形で決めております。また、廃棄物のパートでのご報告の際に詳しく整理をしてご報告したいと思いますが、そういうような違いになっております。

○浅野座長 よろしゅうございましょうか。

○永島参事官 中間貯蔵施設の関係でございまして、今、搬入を行っております保管場は、工業団地でございまして、土地を借りる形で行っております。実際にフレコンバッグを定置をするスペースとしては1万m²なんですけれども、それ以外にもトラックの積みかえ場などのスペースとしても使っておりますし、工業団地そのものなので物があつたりして使えないというようなスペースもあるので、今現在はこういうスペース配分でやっているところでございます。第二弾の発注までは用地を借りるという意味での見通しも立ったので行っておりますけ

れども、これから先、用地の手配ができれば、順次、発注を続けていきたいと思っております。

それから、大塚委員から地上権と買い取りの割合という質問がございましたけれども、まだ、地権者の方々にほとんど具体的な補償額を提示するという段階には至っておりませんので、今の時点で見通しがどうなるかはわからない状況でございます。

○浅野座長 新美委員、何かございましたらどうぞ。

○新美委員 今の関連で質問したいんですが、大塚委員の質問で答えていないのは、大規模な土地の改変が行われる可能性があって、境界線なんかはわからなくなる可能性もあるんです、地籍とか何とかも大分変わりますから。その辺の手当ては打っていらっしゃるのでしょうか。所有権だったら、全部、これでよしということになりますが、ここは地上権、ここは所有権という、土地の境界線が狂ったときにどういう調整をなさる予定なのか。

○永島参事官 施設を整備していく段階で、具体的に考えていかなければいけないと思っておりますけれども、登記簿などに基づいて具体的に30年後にもそれがわからなくなるような方法というものを考えていきたいと思えます。

○新美委員 登記簿が当てにならなくなるんですよ、土地の改変を行いますと。そうすると戻すときに大混乱になることが予測されるんです、地籍図がきかなくなるわけですから。その辺を少し注意しておく必要があるんじゃないかということです。

○浅野座長 これはご注意ということで聞いておいてください。今、お答えは必要ありません。

それから、30ページの指定廃棄物で、分類はわかったのですが、その他と書いてある割には意外と量が多いというのがあるので、千葉県とか、その他とは例えば具体的にどんなものでしょうか。指定廃棄物の指定状況の表ですが。千葉県なんかはその他が420ぐらいというので結構な数に上るので、少々気になるんですが、その他なんでしょうけれども。

○鎌形部長 すみません、内訳を持っていないんですけれども。

○浅野座長 例えばで。

○鎌形部長 千葉かどうかはわかりませんが、例えばゴルフ場の芝とか、そういうものが入ってくるかと思いますが、また、しっかりとご報告したいと思えます。

○浅野座長 わかりました。ほかにございませぬね。よろしいですね。

それでは、本日は状況がどうであるかという概況を把握していただくということが目的でございましたが、次回のご説明ではこういうことをというご注意がいろいろとありましたので、ぜひ、その辺を踏まえての準備をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から何かありましたらお願いいたします。

○小野チーム長代理 次回の検討会の日程でございますが、5月26日（火曜日）の17時から20時ということで予定しております。また、第3回につきましては6月26日（金曜日）の17時から20時を予定しております。会場につきましては、今後決定いたしまして、追ってご連絡をさせていただきます。また、冒頭に申し上げましたが、参考資料につきましては、お名前を書いて机の上に置いておいていただければ、また、次回に同じ資料を準備させていただきます。

以上でございます。

○浅野座長 それでは、どうもありがとうございました。

本日はこれで終了させていただきます。

午後6時57分 閉会